

議案第185号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項の表中

「

駐車場	生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円
		中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円

備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

」

を

「

駐車場	生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円
	富士見公園	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円
備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。					

」

に改める。

第17条第1項の表中「377円」を「470円」に、「325円」を「400円」に、「162円」を「190円」に、「487円」を「580円」に、「195円」を「230円」に、「260円」を「310円」に、「552円」を「660円」に、「130円」を「160円」に、「844円」を「1,010円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第3項の表の改正規定は、同年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園の占用料の額を改定し、及び道路交通法の一部改正に伴い駐車場の利用料金の種別に準中型自動車を加えるため、この条例を制定するものである。